

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(訪問看護職員就労支援事業) 実施細則

(通則)

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条の規定に基づき、交付要綱に規定する訪問看護職員就労支援事業の実施において必要な事項について、本細則で定めるものとする。

第1 目的

この事業は、訪問看護ステーション等^(注1)において、新人訪問看護職員^(注2)が、就労しながら研修を受けやすくすることにより早期に訪問看護職員としての知識や技術を習得させるとともに資質向上を図る。

^(注1)「訪問看護ステーション等」とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所とする。(介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。)

^(注2)「新人訪問看護職員」とは、訪問看護ステーション等に初めて就労した看護師、准看護師又は保健師で、就労開始から1年未満の者とする。

第2 事業内容

訪問看護ステーション等において、新人訪問看護職員を対象に同行訪問研修を実施する。

- (1) 同行訪問研修には座学研修を含めない。
- (2) 同行訪問研修には移動時間を含めることができる。

第3 実施主体

この事業の実施主体は、訪問看護ステーション等、その他愛知県知事が認める者とする。

第4 対象経費

交付要綱別表(1)で定める、訪問看護職員就労支援事業費補助金3対象経費中の「手当等」のうち、基本給以外の看護職の資格に係る手当及びその他愛知県知事が認める経費については、基本給と同等とみなすものとする。

附則

この細則は、平成28年10月14日から施行し、平成28年10月14日から適用する。

この細則は、平成29年6月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。